

商工こすど かわら版

第248号
小須戸
商工会

〔2月の
花
梅〕



令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大等）に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

この補助金は昨年三月から公募が開始となり、これまで「一般型」で四回、「コロナ型」で五回、公募されています。

今後の募集については、現時点でスケジュールは未定となっておりますが、公募のスケジュールが分かり次第、お知らせします。

コロナウイルス感染症の影響による

マル経融資要件緩和・

県融資制度融資限度額の引き上げ

国や県が行っている金融支援を継続していく中で、日本政策金融公庫のコロナマル経融資制度では、融資の条件の一つが、前年同月比で一定

の売上減少が確認できることが条件でした。

これについては、現行の要件に加え、売上要件を緩和し、「最近十四日以上一か月未満の任意の期間」の売上高においても比較することを可能とします。さらに、比較対象期間についても、「前三年のいずれかの年」の同期に緩和されます。コロナ特別貸付を併用する場合、コロナマル経の借入限度額と併せた上限が、現行の四〇〇〇万円から六〇〇〇円に引き上げられます。

国民健康保険・後期高齢者医療制度 保険料減免制度のお知らせ

新潟市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対して、国民健康保険料及び後期高齢者医療制度に加入している方の保険料減免制度を設けました。

次の要件を満たす方が保険料減免となる場合があります。

【ケースA】

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、

又は重篤な傷病を負った場合

↳ 保険料の全額免除

【ケースB】

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①～③の要件すべてを満たす場合

↳ 保険料の一部を減免

- ① 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうち、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて一〇分の三以上減少する見込みがあること
- ② 前年の所得の合計額が一〇〇〇万円以下であること
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が四〇〇万円以下であること

※前年とは平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までをいう。

申請様式

新潟市ホームページのトップ画面で「国民健康保険料 国保減免」、「後

期高齢者医療保険料 後期減免」とそれぞれキーワードを入力し、**検索**をクリックすると該当ページが表示されます。

必要書類の詳細はホームページでご確認願います。

申請期限

令和三年三月三十一日（水）まで

問い合わせ先

○国民健康保険について

新潟市 保険年金課保険料係

☎〇二五二二二六一〇八五（直通）

○後期高齢者医療制度について

新潟市 保険年金課高齢者医療係

☎〇二五二二二六一〇八一（直通）

書類郵送先

〒九五一一八五五〇（住所記載不要）

新潟市役所 保険料減免担当

商工会・青色申告会による

決算申告相談会のご案内

今年も小須戸商工会と小須戸青色申告会共催で、税理士による決算申告相談会を開催いたします。

無料です。是非、ご利用下さい。

◎日時

令和三年二月十八日（木）、

三月一日（月）、三月十一日（木）

いずれも午前十時～午後四時

◎会場：小須戸商工会館
◎相談員：関東甲信越税理士会

新津支部 派遣税理士

川村 巧磨 先生

☆ご相談には事前に予約が必要です。
商工会までお申込み下さい。

☆原則、事業所得等の決算書が完成している方が対象となります。

◇令和二年分確定申告・納付期限は、次のとおりです。

- ・所得税 令和三年三月十五日(月)
- ・個人事業者の消費税・地方消費税 令和三年三月三十一日(水)

※振替納税ご利用の場合、所得税の振替日は四月十九日(月)、消費税・地方消費税の振替日は四月二十三日(金)です。

※かわら版一月号でもご案内いたしました。当会へ確定申告の相談指導を依頼される方につきましては、申告に必要な書類と一緒にお知らせハガキ(又は通知書)をご持参ください。

※確定申告に伴い、公的年金の源泉徴収票や社会保険料払込額証明書、生命保険料の払込額証明書など各証明書関係が関係機関から発送されていきます。

これらの書類は、確定申告を電子申告する場合でも必ず保管が義務付けられており、商工会で確定申告の代理送信を行う際にも必ず必要です。これらの証明書を紛失してしまう方は、各機関に電話による再発行の手続きを取っていただくようお願いいたします。なお、再発行には数週間お時間がかかることが予想されますので、手続きはお早めにしていただくようお願いいたします。

**令和三年四月一日から
販売価格の総額表示が
義務付けられます**

平成二十八年十一月の税制改正により、消費税転嫁対策特別措置法の適用期限が、令和三年三月三十一日に延長となっています。これにより、令和三年四月一日から販売価格の表示は総額表示が義務付けられます。消費者に対して商品の販売、役務の提供などを行う、いわゆる小売りの段階の価格表示をするときに総額表示の対象となり、事業者間での取引は総額表示義務の対象になりません。「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、

あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含む)を含めた価格を表示することをいいます。

総額表示の具体例

- 11,000 円の商品について
- 11,000 円 (税込)
- 11,000 円 (税抜価格 10,000 円)
- 11,000 円 (うち消費税額等 1,000 円)
- 11,000 円 (税抜価格 10,000 円、消費税額等 1,000 円)

【ポイント】

支払総額である「11,000 円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。

総額表示に伴い、税込価格の設定を行う場合において、1 円未満の端数処理については任意の方法で構いません。

なお、総額表示が義務付けられるのは、あらかじめ取引価格を表示している場合であり、価格表示がされていない場合にまで価格表示を矯正するものではありません。(価格表示

を行っていない場合は、総額表示が義務付けられていません。)

**商工会費の納入及び
会員従業員数実態調査協力
のお願い**

商工会費について、会員の皆様から毎年四回に分けて口座振替等で納入していただいております。

つきましては、令和二年度分第四回目の会費の納入について次の日程で口座振替をさせていただきます。

【口座振替日】

令和三年二月十七日(水)

商工会の口座にお振込みされる場合は、こちらの口座へ入金をお願いいたします。振込手数料は会員様のご負担をお願い致します。

【振込先】

銀行名 第四北越銀行小須戸支店
普通預金 〇七〇〇〇六九
口座名義 小須戸商工会

◎商工会では会費の賦課並びに適正な商工会の管理運営のため毎年、会員従業員数の実態調査を行っています。

つきましては、同封の案内をご覧ください。変更がある方はご報告をお願いします。